

経営強化計画の履行状況報告書

平成27年6月



目次

1. 平成 27 年 3 月期決算の概要	1
(1) 経営環境及び当行の取組み体制	1
(2) 決算の概要	1
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	4
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	4
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	5
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	7
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	9
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	13
① 被災者への信用供与の状況	13
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	18
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	30
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	30
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況	39
③ 早期の事業再生に資する方策	42
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	45
3. 剰余金の処分の方針	46
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	46
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	46
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	46
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針	47

1. 平成 27 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境及び当行の取組み体制

平成 26 年度下期の国内経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動が一巡する中で、景気は緩やかな回復軌道に戻りました。雇用・所得環境の改善や低所得者層などへの財政支援等を背景に、個人消費の回復が続いております。また、輸出や設備投資の回復も続き、景気は回復基調にあります。

当行の主たる営業基盤である岩手県内の経済は、個人消費は、駆け込み需要の反動が和らいでおり、総じて底堅く推移しております。公共投資、住宅投資は、高水準で推移しており、設備投資も増加しております。岩手県内経済全体としては、国内経済同様に、緩やかな回復を続けております。

東日本大震災から 4 年が経過し、県は本年を本格復興邁進年と位置付けております。国直轄による復興道路などが全て着工され、海岸保全施設の約 9 割、災害公営住宅の約 6 割が着工しております。

また県では、国際リニアコライダー(ILC)建設に向けた運動、三陸ジオパークの推進を本格化しており、平成 28 年 2 月には「希望郷いわて国体・いわて大会」が開催されます。観光は地域経済への波及効果が大きく、雇用創出等も期待されております。

平成 27 年度上期については、個人消費や住宅投資が弱含みで推移するものの、公共投資は復興関連需要で増勢が続き、生産活動も海外需要の持ち直しを中心に底堅い動きになるとみられることから、全体として緩やかな回復基調が続くものと予想されます。

このような中、当行では平成 25 年 4 月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおります。計画最終年度を迎えた今期についても“地域力の向上”をテーマに掲げ、【復興・再生支援への貢献】、【地域潜在力の発掘】を通じ、「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」の 2 つのビジネスモデルを実践し、当行及び地域経済全体の成長に向け取り組んでおります。

(2) 決算の概要

A. 預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金を含む）について預金者別に見ますと、個人預金は 5,062 億 78 百万円（前年同期比 140 億 15 百万円増）、法人預金は 2,411 億 92 百万円（同 111 億 75 百万円増）、公金預金は 296 億 18 百万円（同 146 億 87 百万円増）となったことから、預金等全体では 7,770 億 89 百万円（同 398 億 77 百万円増）となりました。

B. 貸出金

中期経営計画において“地域力の向上”をテーマに掲げ、復興・再生支援への貢献や地域潜在力の発掘を通じた地域経済の活性化に取り組み、中小事業者等への資金供給に努めております。貸出金残高については成長産業分野（アグリビジネス、医療・介護ビジネス、

環境ビジネス)や地公体向け貸出金が増加し、5,303億70百万円(前年同期比110億82百万円増)となりました。

【資産・負債の状況】

(単位：百万円)

	26年3月末 実績	26年9月末 実績	27年3月末 実績	26年3月末比	
				26年3月末比	26年9月末比
資 産	801,808	833,522	843,055	41,247	9,533
うち貸出金	519,288	513,824	530,370	11,082	16,546
中小企業等向け 事業性貸出	268,596	263,870	268,396	△200	4,526
うち有価証券	232,615	248,443	254,242	21,627	5,799
負 債	769,491	800,035	807,959	38,468	7,924
うち預金等	737,212	766,226	777,089	39,877	10,863
うち社債・借入金	21,533	21,549	19,349	△2,184	△2,200
純 資 産	32,317	33,487	35,096	2,779	1,609

C. 預り資産

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産は、投資信託と生命保険の新商品を追加し商品ラインナップの充実を図るとともにキャンペーンを実施したことなどにより、保険商品(*1)が514億5百万円(前年同期比17億91百万円増)、投資信託が259億81百万円(同45億75百万円増)、公共債が34億31百万円(同24億48百万円減)となったことから、預り資産残高合計は808億17百万円(同39億18百万円増)となりました。

(*1)保険商品の残高は有効契約残高としております。

D. 損益

業務粗利益は、貸出金利回りの低下により貸出金利息収入が減少したものの有価証券利息配当金等の増加により資金利益が増加したこと、また投資信託や保険商品の販売が堅調であったことから役員取引等利益も増加したこと等により前年同期比7億19百万円増加し117億18百万円となりました。

コア業務純益は、消費税率引上げによる税金費用の増加等により経費が増加したものの、業務粗利益が増加したこと等により同2億円増加し15億53百万円となりました。

経常利益は、業務粗利益の増加を主な要因として同6億69百万円増加し21億31百万円となりました。

以上により当期純利益は同4億93百万円増加し13億68百万円となりました。

E. 自己資本比率

自己資本比率は、国内基準を採用しております。平成27年3月期において劣後特約付社債の期限前償還及び劣後特約付借入金22億円を返済し、自己資本の額が減少(前年同

期比 17 億 81 百万円減) したこと、預金の増加を起因として運用資産である貸出金及び有価証券等の増加に伴いリスクアセットが増加 (同 105 億 7 百万円増) したことから、単体自己資本比率は 8.86% (同 0.79 ポイント低下)、連結自己資本比率は 9.54% (同 0.76 ポイント低下) となりました。

F. 金融再生法開示債権

復興に向けた金融支援として、東日本大震災事業者再生支援機構等を活用した債権売却、個人版私的整理ガイドラインによる債権放棄並びに中小事業者への事業計画策定支援等を継続しており、金融再生法開示債権は 189 億 1 百万円 (前年同期比 18 億 39 百万円減)、総与信に占める開示債権比率は 3.52% (同 0.43 ポイント低下) となりました。

G. 与信関連費用

与信関連費用(*2)は 1 億 15 百万円 (前年同期比 44 百万円増) となりました。

一般貸倒引当金繰入額は、引当率の低下により 1 億 40 百万円の戻入 (同 1 億 54 百万円減) となりました。個別貸倒引当金繰入額は、債務者区分の下方遷移や破綻先の発生などにより 1 億 94 百万円 (同 1 億 42 百万円増) となりました。また、過年度に償却した債権の回収等による償却債権取立益が 90 百万円 (同 17 百万円減) となりました。

(*2) 与信関連費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額 (個別貸倒引当金繰入額＋貸出金償却費用＋債権売却損＋偶発損失引当金繰入額)－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

【平成27年3月期における決算業績 (単体)】

(単位: 百万円)

	26年3月期 実績	27年3月期 計画	27年3月		
			実績	前期比	計画比
業務粗利益	10,999	11,560	11,718	719	158
うち資金利益	9,883	10,322	9,928	45	△394
うち役務取引等利益	1,117	1,210	1,296	179	86
経費	9,654	9,660	9,675	21	15
コア業務純益	1,353	1,900	1,553	200	△347
一般貸倒引当金繰入額	14	50	△140	△154	△190
業務純益	1,330	1,860	2,183	853	323
臨時損益	132	△700	△52	△184	648
うち不良債権処理額	164	400	346	182	△54
うち株式等関係損益	150	△350	173	23	523
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—	—	—
うち償却債権取立益	107	50	90	△17	40
経常利益	1,462	1,157	2,131	669	974
特別損益	△27	—	13	40	13
当期純利益	875	690	1,368	493	678
利益剰余金	5,069	4,910	5,913	844	1,003

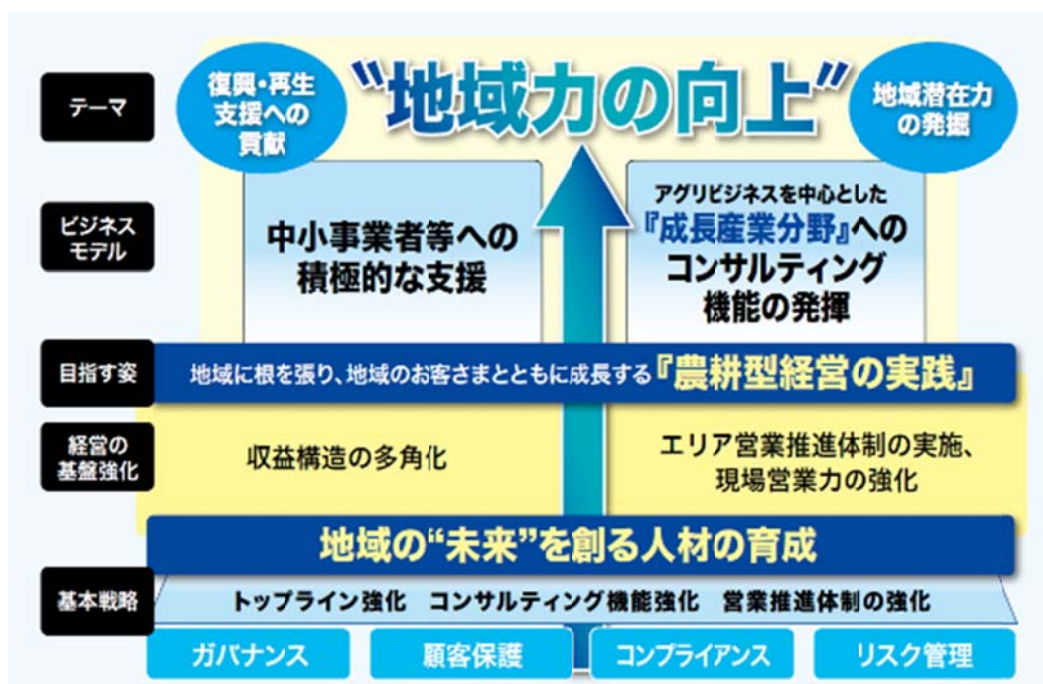
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

【中期経営計画について】

平成 25 年 4 月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおり、今期は計画期間 3 年の最終年度にあたります。ガバナンス、顧客保護、コンプライアンス、リスク管理等の経営管理態勢の強化のもと「トップライン強化」、「コンサルティング機能強化」、「営業推進体制の強化」の基本戦略を遂行し、収益構造の多角化、現場営業力を強化することで経営の基盤強化に取り組んでおります。目指す姿として「地域に根を張り、地域のお客様とともに成長する『農耕型経営の実践』」を掲げ、中小事業者等への積極的な支援や、「成長産業分野」へのコンサルティング機能の発揮により“地域力の向上”を目指しております。

【中期経営計画全体図】



当行は、中期経営計画『とうぎん Next Innovation』において、復興・再生支援への貢献のみならず、地域潜在力の発掘を行うことにより“地域力の向上”への取組みを強化しております。具体的には、中小事業者等へのビジネスマッチングによるお客様のトップライン改善支援やそれぞれの事業者が抱える経営課題を解決するために最適なソリューションを提供することなどにより、企業の育成・成長を強力に後押しするための新規融資を含む積極的な資金供給に注力しております。

中期経営計画に沿って復興・再生支援への貢献や成長分野への資金供給に努めた結果、復興関連業種（建設業、不動産業等）、成長分野での貸出金が増加し、平成 27 年 3 月期の中小企業事業性貸出金については 2,683 億 96 百万円（平成 25 年 3 月期比 25 億 11 百万円増）となっております。

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に向けて、各営業店に対するサポート体制を構築するため本部に以下の部室を設置し、中小規模の事業者への資金供給やソリューション提供及び経営改善支援等に努めております。平成 25 年 4 月の中期経営計画策定時に成長産業分野へ積極的な支援を行う態勢を整備し「成長産業推進部」を設置しておりましたが、平成 26 年 10 月には、本部組織機構の改編を行い、成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うために「成長産業推進部」を発展的に改組した「地域応援部」を設置、中小企業診断士有資格者の人員を増員し、さらなる信用供与の円滑化に向けて取り組んでおります。

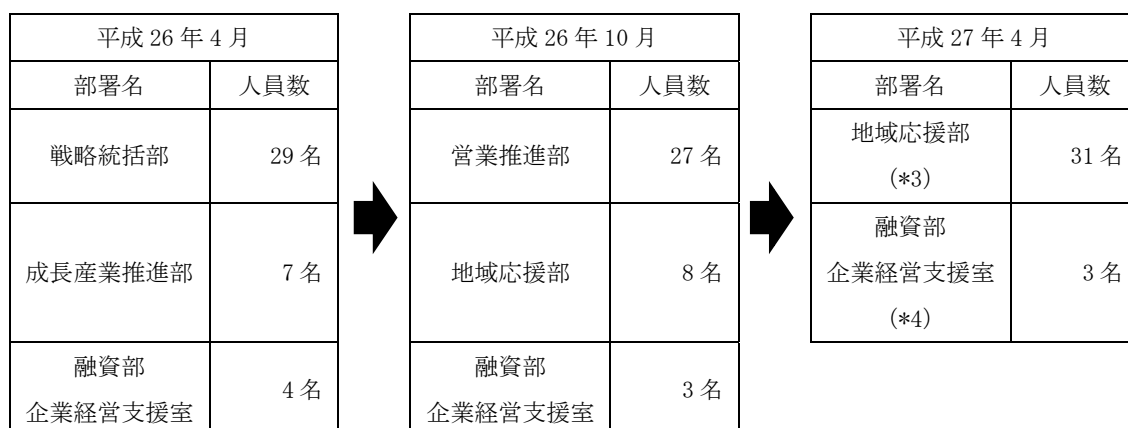
平成 27 年 4 月の本部組織の改編においては、営業推進部署を統合し、更なる中小規模の事業者への信用供与体制を構築することを目的に「地域応援部」と営業推進の最適化を図る部署である「営業推進部」を統合しております。このことにより、事業者向け商品やサービスの企画・開発、ソリューションの提供、ビジネスマッチング等による事業者の本業支援、営業店支援等の営業推進機能の一元化が可能となっております。

また、同じく平成 27 年 4 月、地域応援部内に『地方創生推進室』を新設しております。当行では従来から、地域経済の活性化に繋がるよう取引先事業者等の創業支援から事業承継支援までライフステージに応じた支援に注力してまいりました。また、平成 24 年 10 月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する連携協定」を締結したことを皮切りに岩手町、遠野市、洋野町の 4 自治体と連携協定を締結し、自治体と連携した地域活性化にも取り組んでおります。今般『地方創生推進室』を新設したことで地方自治体との連携を強化するとともに、従前より行っているアグリビジネスを中心とした成長産業分野への積極的な支援等を通じ、地域と連携した『地方創生』に向けた態勢を整備しております。

【中小事業者に対する信用供与のための本部体制】

部署名	業務内容
地域応援部	成長産業分野等の地域産業創出へ向けた資金供給やソリューションの提供、ビジネスマッチング等を通じた中小規模の事業者等のトップライン改善へ向けての支援を行う。 また、個人・中小規模の事業者向けの金融商品・サービスの企画、開発や営業店の渉外活動支援を行い、営業推進の最適化を図る。
融資部企業経営支援室	特定企業への経営改善・事業再生支援、被災地域の企業に対する再生支援に向けた営業店サポート等を行う。

中小事業者に対する信用供与のための本部体制図



(*3) 地域応援部：うち中小企業診断士 2 名、農業経営アドバイザー 2 名、林業経営アドバイザー 1 名、水産業経営アドバイザー 1 名、動産評価アドバイザー 2 名、フィールドイグザミナー 2 名

(*4) 融資部企業経営支援室：うち中小企業診断士 1 名

《地域応援部における取組み》

中期経営計画で掲げた「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」を実践する部署であり、アグリビジネスにかかる 6 次産業化支援や再生可能エネルギー向け支援を中心とした環境ビジネス、地域の安心安全を支える医療介護ビジネスを中心に営業店支援を行っております。また、ビジネスマッチングによる取引先のトップライン支援はもとより、海外進出支援・知的財産の活用、事業承継や不動産の有効活用等のソリューション営業支援も実施し、帯同訪問による営業店サポートのほか、各種制度変更への対応等の情報を網羅した営業店行員向け情報発信ツールである「地域応援ニュース」の発行、お客様向け情

報発信ツールである「医療・介護ニュース」の定期的な発刊等を行っております。

さらに平成 27 年 4 月に本部組織機構の改編を行い「地域応援部」と「営業推進部」を統合したことにより、商品やサービスの企画・開発、中小規模の事業者に対する信用供与の進捗管理、営業店支援等の営業推進機能の一元化を図り、中小規模の事業者に対する信用供与態勢の強化を行っております。

地域応援部は地域の活性化支援に加え、営業店の営業推進支援の中心的な役割を担う部署であり、営業支援システム（KeyMan）を活用した預貸金等の各種予算進捗状況の管理から、事業資金の商品開発、住宅ローンを中心とする個人ローンの商品開発に加え、各種金融サービス等の企画を行っております。商品の企画立案からはじまり、広告宣伝等の商品 PR、販売状況の管理、検証まで銀行の営業業務全般にわたり、推進態勢の最適化を図っております。

《融資部企業経営支援室における取組み》

融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）では、経営改善・事業再生支援先企業等に対する事業計画の策定支援や、支援先への直接訪問によるモニタリング、各営業店への臨店指導などを通じて対象企業の早期改善及び再建を果たすための支援を継続して行っております。

なお、被災企業に対する支援については、企業経営支援室が「岩手県産業復興相談センター」の窓口となっていることもあり、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構と連携し、被災企業の事業再生支援や二重ローン問題解決に向けた営業店サポートを継続しております。

また、両機構の対象とならない事業者で、且つ債権者間調整を必要とする中小事業者については外部の専門的なノウハウを活用すべく、「中小企業再生支援協議会」との連携を強化し、再生支援を行っております。また、平成 26 年 7 月には、中小企業再生支援協議会全国本部より講師を招き、営業店融資担当者を対象として事業再生計画の策定支援研修を開催する等、人材育成にも取り組んでおります。

平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、平成 26 年 4 月より運用を開始しております。当行は、この派遣契約により事業再生等に関するノウハウを吸収し、今後の債務者支援に活用してまいります。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小企業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制として、半期ごとに開催する支店長会議において施策及び各種計画数値の徹底を行っております。また、営業店の支店長又は渉外課長を対象に地域ごとに開催する「グループ会議」等で進捗状況の管理を行っております。取組結果については営業店業績評価を行い、営業店・行員のモチベーション向上に努めております。

I 取締役会・常務会

取締役会は原則毎月1回、常務会は原則として毎週開催しております。取締役会には社外監査役3名を含む監査役5名、常務会には常勤監査役2名が出席し、ガバナンスの強化を図っております。中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画の進捗状況を報告し、確認並びに以後の改善策・推進策等の意思決定を行っております。平成25年4月からは中期経営計画『とうぎん Next Innovation』を策定し、ビジネスモデルとして「中小事業者等への積極的な支援」を掲げ取組みを進めており、継続して中小事業者等への信用供与の実施状況についても検証を行っております。

II 支店長会議

全営業店長及び本部の部室長を対象に「支店長会議」を半期ごとに開催し、中期経営計画及び重要施策について徹底を図っております。平成26年度下期においても2回開催し、業務計画に係る進捗状況を確認するとともに、新規融資を含む中小事業者に対する積極的な信用供与に向け、本部と各支店長等との意見交換会も実施いたしました。

III グループ会議

営業店を地域ごとにグループとして区分けし、各グループを構成する営業店の渉外課長を対象として、各種施策や推進項目の進捗状況について確認する「グループ会議」を平成26年度下期において7会場で開催いたしました。

会議において業務計画の進捗状況を確認するとともに、中小事業者への積極的な資金供給並びに新たに創業する事業者に対する積極的な信用供与に向けて新商品の取扱いについて周知・徹底いたしました。

IV 業績評価

当行では地方公共団体向け貸出金及び資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義しております。その上で平成26年度下期の営業店業績評価について、主に中小企業・個人向け貸出金の構成からなる一般貸出金や中小事業者の取引拡大を目的とした新規法人融資先数に重点を置いた評価体系としております。

また、平成26年度上期より積極的な新規融資による中小企業等融資残高の拡大に向けて「重点推進項目部門」を設け、「証書貸付実行額」、「成長産業分野融資残高増加率」を評価に組入れるなど、新規融資の増強に向けた取組みや成長産業分野への資金供給を評価する体系としております。また、定量的な評価に加え、中小事業者に対する貸出の取組事例等の定性的な評価も取入れております。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構、中小企業再生支援協議会、個人版私的整理ガイドライン等を利用した取組みについて評価を行う体系については前期から継続するなど、各期の業務計画に沿った評価体系としております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

I ABL(動産担保融資)

当行は、担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして、企業の事業活動そのものに着目し、事業に基づく資産を担保として活用することで資金調達手段の拡大を図る、ABLに取り組んでおります。

具体的な取組みとしては、外部専門業者トゥルーバグループホールディングス株式会社（以下、「トゥルーバ社」という。）との提携により、評価における客観性の確保、管理レベルの向上や換価手段の確保を図り、一般担保としての要件を満たす態勢を整えております。

また、日本動産鑑定「動産評価アドバイザー養成認定講座」やトゥルーバ社「フィールドイグザミナー養成講座」に行員を派遣し、企業の実態を適正に把握する目利き力を持った人材の育成に取り組んでおります。

【取扱実績】

年度	件数	金額	内容
平成 24 年度	2 件	400 百万円	水産加工品・建設重機
平成 25 年度	12 件	865 百万円	ワイン・太陽光発電設備等
平成 26 年度	9 件	1,040 百万円	太陽光発電設備・売掛債権等

【平成 26 年度 ABL 実行状況】

業種	実行月	金額	担保
小売業	平成 26 年 7 月	20 百万円	一般売掛債権
サービス業	平成 26 年 7 月	4 百万円	一般売掛債権
電気	平成 26 年 8 月	300 百万円	太陽光売電債権
サービス業	平成 26 年 9 月	80 百万円	水耕栽培設備
電気	平成 26 年 9 月	210 百万円	太陽光売電債権
サービス業	平成 26 年 10 月	16 百万円	太陽光売電債権
サービス業	平成 26 年 12 月	35 百万円	太陽光売電債権
不動産業	平成 26 年 12 月	125 百万円	太陽光売電債権
小売業	平成 26 年 12 月	250 百万円	太陽光売電債権
合計			9 件/1,040 百万円

【ABLを活用した融資事例】

◆ 「売掛債権」を担保とした融資事例

本事例のお客様は県内のギフト品販売業者で、地元経済の低迷等から苦戦を強いられる中、東日本大震災により建物や商品が損壊、結婚式や仏事のキャンセル等の間接的なものまで含めると90百万円超の損害を被りました。

本件は事業再生計画を策定し実行していく中で、追加の運転資金対応に際し売掛債権を担保取得したもので、評価はトゥルーバ社の「RBL評価」を活用しました。これは、従来から進めてきている担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして“担保”という観点ではなく“実態把握”という観点で活用したものであり、その評価・管理プロセスが持つ機能により、企業の実態把握の深化が図られ、管理体制も整えられたことから、円滑な支援が可能となりました。

II シンジケートローン

当行では、これまでお客様の資金調達ニーズの多様化に対応するために、シンジケートローンの組成に取り組んでまいりました。今後は、本格化が想定される復興需要や制度活用が求められているPPP・PFI事業、再生可能エネルギーの活用に伴う発電事業等、大きな資金需要への対応が必要となります。当行は、従来の組成ノウハウを最大限に活用し、地域金融機関が連携し地域を支援していくため引続き案件の組成に取り組んでまいります。

【シンジケートローンの活用事例】

◆ プロジェクトファイナンス形式シンジケートローンを活用した事例

本事業は、岩手県一関市花泉町において、敷地面積18.1ヘクタールの土地を活用して行われる10.8MWの一関市最大規模となるメガソーラー事業です。

本事業の運営を目的として設立されたSPCが事業主体となり、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して全量売電を行うもので、年間で一般家庭約3,140世帯分の発電量を見込んでおります。

シンジケートローンは株式会社あおぞら銀行がアレンジャーとなり、地域金融機関として当行が単独で参加しております。

当行では、成長産業分野として地域の環境保全に対する取組みに対し、積極的支援を掲げております。今後も引き続き地域経済の活性化につながる支援に取り組んでまいります。

III ファクタリング

当行では、ファクタリングシステムの取扱いにより導入企業のみならず、納入企業も含めた地域のお客様に様々なメリットのあるサービスを提供しております。既に導入さ

れている企業のうち、建設業関連事業を営むお客様においては、復興需要の高まりに合わせ、特に利用が増加しております。

当行におけるファクタリング導入企業に対する、前払い資金への融資残高は平成 27 年 3 月末現在で 5 先/11 億 12 百万円となっており、引き続き円滑な運営を行いながら今後も東日本大震災からの復興に寄与してまいります。

IV でんさいネット

一般社団法人全国銀行協会により設立された新たな決済インフラである電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」は、平成 25 年 2 月からサービスを開始し、平成 27 年 3 月末時点で 884 件の契約数となっております。手形・振込により行われてきた決済を電子記録債権（でんさい）により行うことで、事業者資金調達の多様化をもたらすシステムであります。

当行は、でんさいネットをお客様に周知し利用促進に努めることにより資金供給の円滑化を図ってまいります。

平成 27 年 6 月に当行、岩手銀行、北日本銀行 3 行合同による利用促進に向けた行員向けセミナーを開催予定であり、平成 27 年 7 月には、同じく 3 行合同による事業者向けセミナーを開催予定です。

V 各種ビジネスローン

当行では、中小事業者に対する円滑な資金供給や環境保全への取組みを金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種ビジネスローンの開発に取り組んでおります。平成 26 年上期には地域活性化に取り組む事業者への積極的な支援を目的として事業性融資の新商品を発売しております。「とうぎん雇用拡大支援ローン（人増繁盛）」「とうぎん創業支援ローン（起業のとびら）」では、地域の事業者の雇用拡大や創業支援の取組の支援を行っております。また、「とうぎん医療・介護ローン」では「はるかプラン（運転資金・設備資金）」、「みらいプラン（開業資金）」、「きずなプラン（賃貸用医療介護福祉施設等の設備資金）」の 3 つをラインナップし、事業者の多様な資金ニーズに対応し、地域の医療・介護福祉に取り組む事業者の支援を行っております。「とうぎんアグリビジネス応援ファンド」では農林水産業や 6 次産業化に取り組む事業者の支援を行っております。また、「ビジネスローン 1000」については、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に商品内容を改定し「とうぎん復興ビジネスローン 2000」の取り扱いを開始しております。

【各種ビジネスローンの実行実績】

(単位：件、百万円)

商品名	震災後～平成27年5月末		
	取扱件数	実行金額	残高
とうぎん復興ビジネスローン2000	1,015 (499)	6,933 (3,842)	2,992
とうぎんエコローン(一般型)	34 (10)	2,202 (353)	1,693
とうぎん農業ローン「アグリビジョン」	24 (8)	116 (42)	26
とうぎん創業支援ローン「起業のとびら」	14 (7)	32 (13)	28
とうぎん雇用拡大支援ローン「人増繁盛」	12 (6)	155 (85)	140
医療・介護ローン「はるかプラン」	6 (5)	1,060 (960)	1,060
医療・介護ローン「みらいプラン」	4 (3)	311 (235)	307
医療・介護ローン「きずなプラン」	1 (1)	181 (181)	181
とうぎんアグリビジネス応援ファンド	3 (1)	130 (20)	103

※ () 内は平成26年10月～平成27年5月の実績

VI 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当行は、事業者のおお客様にご融資を行う際に提供いただく個人保証について、ご融資の相談時、契約時及び保証債務の履行時においてそれぞれこれまでも適切な対応に努めてまいりましたが、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会(一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、融資事務マニュアル等の見直しを行い、適切に対応する態勢を整備しております。これにより、お客様の経営状況等を勘案し、経営者保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともにお客様と保証契約を締結する場合や保証人の方がガイドラインに則した保証債務の整理をお申し出になられた場合等において引続き誠実に対応してまいります。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

平成26年2月1日適用開始日以降、平成27年3月末日までの実績

新規に無保証で融資した件数	22件
保証契約を変更(減額)した件数	1件
保証契約を解除した件数	20件
保証債務整理の成立件数	2件

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

I 返済に関する柔軟な対応

A 被災者からの申出により約定弁済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のお客様から、既存融資の返済猶予のお申出が相次ぎました。

当行は、震災による甚大な被害状況を踏まえ、返済猶予のお申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定弁済を停止（据置き）することに妥当性があること」に該当するものと判断した場合には、基本的に約定弁済の一時停止に応ずる方針を全店に周知し、迅速に受付の対応をいたしました。

お客様の約定弁済について平成 27 年 5 月末までに 572 先／157 億 5 百万円の一時停止を行いました。また、これらの一時停止を行ったお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援などを通じてお客様の現状・実態把握に努め、順次、条件変更の手続きを進めております。

その結果、これまでに完了した条件変更手続きに加え、事業環境及び生活環境の改善に伴う約定弁済の再開、保険金等による繰上げ返済等により、平成 27 年 5 月末現在で約定弁済が一時停止となっている先は、2 先／12 百万円と震災直後のピークでありました平成 23 年 4 月末の 499 先／137 億 98 百万円から大幅に減少しております。

【約定弁済の一時停止実績】

(単位：先、百万円)

	23年3月末		23年6月末		23年9月末		23年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	182	7,777	245	7,838	109	3,442	58	2,061
うち中小企業	179	6,981	244	7,182	109	3,442	58	2,061
住宅ローン	67	743	92	1,043	32	351	19	229
消費者ローン等	0	0	2	1	0	0	0	0
合 計	249	8,520	339	8,884	141	3,793	77	2,291

	24年3月末		24年6月末		24年9月末		24年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	32	1,195	18	777	13	449	9	267
うち中小企業	32	1,195	18	777	13	449	9	267
住宅ローン	15	178	12	145	11	135	10	123
消費者ローン等	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	47	1,373	30	923	25	585	19	391

	25年3月末		25年6月末		25年9月末		25年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	7	177	5	119	3	101	3	74
うち中小企業	7	177	5	119	3	101	3	74
住宅ローン	8	88	5	58	4	41	3	24
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	15	265	10	177	7	142	6	98

	26年3月末		26年6月末		26年9月末		26年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	3	74	3	74	3	21	2	20
うち中小企業	3	74	3	74	3	21	2	20
住宅ローン	3	17	3	17	3	17	3	17
消費者ローン等	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	6	92	6	92	6	38	5	37

	27年3月末		27年5月末	
	先数	金額	先数	金額
事業性融資	1	4	0	0
うち中小企業	1	4	0	0
住宅ローン	3	13	2	12
消費者ローン等	0	0	0	0
合 計	4	17	2	12

B 条件変更への柔軟な対応

震災の影響を受け、約定弁済の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談について、当行は、震災直後から弾力的な対応を迅速に行ってまいりました。また、当行において事業性融資、住宅ローンをご利用のお客様のうち、平成 27 年 5 月末までに条件変更を行った実績は累計で 1,146 件／198 億円となっております。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた取組みが地域金融機関の責務であり、当行は今後も返済条件に関するお客様からのご要望を真摯に受け止め、条件変更のご相談に適切に対応してまいります。

【事業性融資のお客様】

当行は継続的な訪問面談や事業再生計画策定支援を通じて、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。

また、中小企業者の利用が多い信用保証協会、他金融機関との連携を図りながら条件変更に関する支援を行っております。

【住宅ローンのお客様】

震災の影響によるお客様の事情を踏まえ、将来にわたって無理のない返済ができるよう、お客様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。

特に、既存債務が残り、新たに追加融資を希望されるお客様に対しては、二重ローンの大きな負担が生じることから、返済負担の軽減策として既存債務のおまとめや据置きが可能な制度資金の提案等を行っております。また、担保や返済期間などの融資条件を緩和した弾力的な対応に努めております。

【融資条件変更実績】

(単位：件、百万円)

	震災後～23年6月 実績		23年9月迄 累計実績		23年12月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	273	5,530	525	9,698	658	11,798
住宅ローン	23	279	46	570	55	674
合計	296	5,809	571	10,268	713	12,472
	24年3月迄 累計実績		24年6月迄 累計実績		24年9月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	748	13,384	789	14,067	847	14,977
住宅ローン	63	775	66	825	70	859
合計	811	14,159	855	14,892	917	15,836
	24年12月迄 累計実績		25年3月迄 累計実績		25年6月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	893	15,634	922	15,993	964	16,926
住宅ローン	70	859	71	875	71	875
合計	963	16,493	993	16,868	1,035	17,801
	25年9月迄 累計実績		25年12月迄 累計実績		26年3月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	998	17,573	1,003	17,631	1,028	18,145
住宅ローン	73	892	74	909	74	909
合計	1,071	18,465	1,077	18,540	1,102	19,054
	26年6月迄 累計実績		26年9月迄 累計実績		26年12月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	1,039	18,222	1,049	18,384	1,055	18,486
住宅ローン	75	916	75	916	75	916
合計	1,114	19,138	1,124	19,300	1,130	19,402
	27年3月迄 累計実績		27年5月迄 累計実績			
	件数	金額	件数	金額		
事業性融資	1,060	18,571	1,071	18,897		
住宅ローン	75	916	75	916		
合計	1,135	19,487	1,146	19,813		

II 融資実績

東日本大震災より4年が経過いたしました。被災地域においては依然として復旧・復興の途上段階にあります。当行では、震災発生直後から直接的・間接的な被害状況を把握し、被災者とのリレーションを重視して復旧・復興のフェーズに応じ、被災者のニーズにマッチした支援の取組みをスピーディかつ積極的に行ってまいりました。

震災後から平成27年5月末までの復旧・復興支援関連の融資実績は、累計で3,453件/818億80百万円となっております。

A 事業性融資実行実績

当行では、震災直後から当行独自の事業性融資商品の開発に取り組んでおります。

「復興ビジネスローン1000」は、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に「復興ビジネスローン2000」に商品内容を改定しております。

また、信用保証協会保証付制度融資の取扱いや、被災者の負担軽減につながる自治体等による利子補給制度も活用しながら、復旧・復興の段階に合わせ被災者のご要望に応じた対応を行っております。震災後から平成27年5月末までの復旧・復興支援に係る事業性資金の融資実行実績は累計で3,115件/765億37百万円となっております。

B 住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、被災者ニーズにお応えするよう震災直後からマイカーローンについては特別金利を適用してきたほか、平成24年3月には当行独自の復興住宅ローンを発売しております。震災発生後から平成27年5月までの住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績は累計で338件/53億41百万円となっております。

また、防災集団移転促進事業の進展に歩調を合わせ、復興住宅ローンについては、抵当権設定要件の緩和を行っており、住宅取得ニーズに対応するため、積極的に被災者の生活再建を支援しております。

【復旧・復興資金の実行実績】

(単位：件、百万円)

	震災後 ～ 平成27年5月末	
	件数	金額
事業性（運転資金）	2,394 (153)	51,565 (1,879)
事業性（設備資金）	721 (49)	24,972 (1,794)
うち復興アパートローン	99 (8)	4,777 (314)
事業性資金計	3,115 (202)	76,537 (3,673)
住宅ローン	229 (54)	4,758 (1,004)
うち復興住宅ローン	195 (44)	4,300 (875)
消費者ローン等	109 (0)	583 (0)
住宅ローン及び消費書ローン等計	338 (54)	5,341 (1,004)
合計	3,453 (256)	81,880 (4,677)

※（ ）内は平成26年10月～平成27年5月の実績

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

I 当行の体制

A 店舗の復旧

震災の津波による全壊等により高田支店、大船渡支店、釜石支店については従前地での営業再開が困難となり、臨時出張所・相談窓口での営業再開後、更に店舗の移転や「とうぎんキキララ号」の移動店舗導入等により金融機能の復旧を図ってまいりました。平成24年8月には高田支店が陸前高田市竹駒町に新築移転、平成25年2月には大船渡支店が大船渡市大船渡町に新築移転、更に平成25年12月には釜石支店が釜石市大渡町に新築移転を行い、震災の影響により従前地での営業が不能となったすべての営業店において復旧が完了しております。大船渡支店、釜石支店については将来起こりうる地震や津波による建物の被害を低減するために底地をかさ上げするとともに、耐震強度を高めた堅固な構造としております。また、非常災害自家発電装置の配備、非常用食料の備蓄、店舗の屋上には緊急避難スペースを設置するなど災害に備えた店舗となっております。

当行では被災地での金融機能の早期復旧に取組み、すべての被災店で新築移転が完了しており、今後も被災地の事業者等への資金供給を通じた金融支援を継続してまいります。

【被災店舗の現況】

高田支店	大船渡支店	釜石支店
		

B 震災復興推進本部

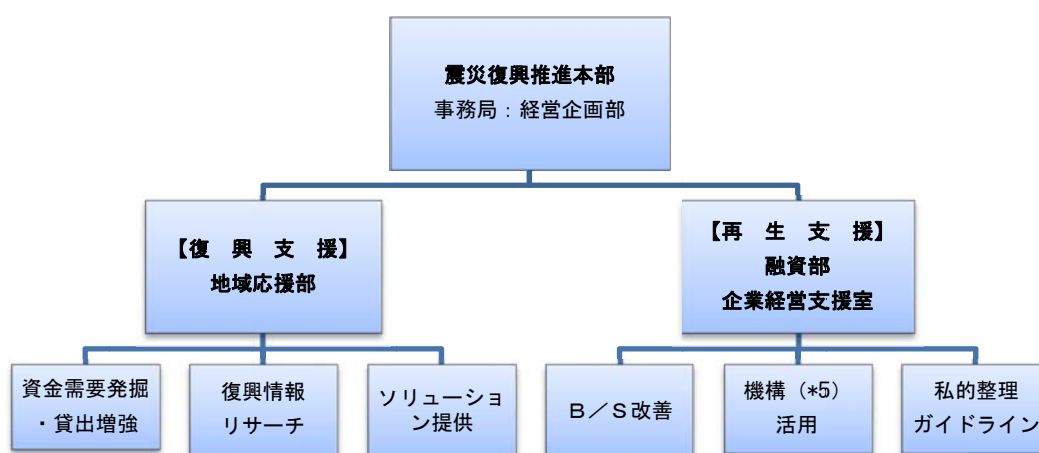
当行では平成23年5月に震災復興推進本部を設置し、本部各部・営業店が被災地域の現状、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築してまいりました。

震災復興推進本部において、「震災復興推進本部活動報告書」（以下、「活動報告書」という。）を作成し、毎月定例的に報告を行うことで、経営陣を含め、本部各部の活動内容、被災地域の営業店の状況について共有化を図っております。活動報告書については、適宜報告内容の見直しを行うなど、復旧・復興状況にあわせて内容を変更しております。特に「東日本大震災事業者再生支援機構」、「岩手（宮城）産業復興機構」、

「個人版私的整理ガイドライン」については詳細な報告を行っており、被災企業・個人の再生支援の現況把握に努めております。

【震災復興推進本部の体制】

震災復興推進本部		
本部長	事務局	関連部
頭取	経営企画部	地域応援部、融資部、融資部企業経営支援室



(*5) 機構：東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構

C 人員配置

当行では、沿岸部と内陸部との営業店の行員の配置転換を随時行っております。また、平成26年9月に中小企業大学校を卒業して中小企業診断士の資格を取得した行員を融資審査部門に2名配置し、復興を目的とした資金ニーズおよび事業再生ニーズに対する支援体制の強化を図っております。

メンタルヘルス面においても、コンプライアンス相談室長の定期的な面談や、外部契約の臨床心理士が個別対応することで、職場環境の整備に努めております。

外部専門機関との連携についても、引き続き、個人版私的整理ガイドライン運営委員会へ行員1名、岩手県産業復興相談センターに行員2名を派遣し、人的面でも復興支援に積極的に関わっております。

II 復興支援【復興支援策】

～郷土の復興を地域のお客様とともに成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域とともに成長する。」ことを使命とし、取り組むべき課題である「**地域の再建**」・「**企業の再建**」・「**住民（生活）の再建**」の3つの再建に向け、復興支援策を実行しております。

当行では、地域が震災前より発展するよう地域企業、地域住民と一体となった取組を行い、長期的かつ安定的な資金供給を継続することで地域力の向上を図ってまいります。

A 地域の再建

a アグリビジネス支援

震災によって大きな痛手を受けた東北の農林水産業及び食品産業は、生産体制が徐々に回復し、流通が本格化してきてはおりますが、販売においては依然として厳しい状況にあると捉えております。

このような中で、生産者の販路開拓のニーズはより一層高まっており、当行では生産者それぞれの規模・特性を把握した上で、ビジネスマッチングのイベント企画をご案内し、個別にビジネスマッチングの機会を提供するなど、積極的な支援を展開してまいりました。

今後も、大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを活かしたマッチングの企画を検討するとともに、近隣県を含めた地元の小売業者や卸売業者、飲食店、あるいは産業給食等からも幅広く情報収集を行い、マッチングスキームを構築してまいります。

b 「とうぎんアグリビジネスクラブ」

当行では平成24年5月に農林水産業者や食品関連事業社32社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」（以下、「クラブ」という。）を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えました。設立当初32社で発足した組織は平成25年度9社が加入、平成26年度14社が加入し、平成27年3月末現在の会員数は計54社となっております。

クラブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図っております。

【とうぎんアグリビジネスクラブ全体像】



○会員の所在地：岩手県 36 社、宮城県 13 社、秋田県 3 社、青森県 2 社

○会員の業種

農畜産物	22 社	米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉、牛乳など
水産物	17 社	いか、さんま、鮭などの鮮魚及び業務用加工品など
加工食品	10 社	菓子、カップ麺、漬物、ワイン製造など
その他	5 社	小売業、飲食業、農業用資材販売等

当行では、会員の代表者様からバイヤーに向けて自社を PR するイメージ DVD を作成いたしました。現在この DVD を首都圏、地元のバイヤーにご紹介し、マッチングを図っております。さらに販路、商品の規格、強みなど、各種情報を整理し可視化を図ることにより、バイヤーへの訴求力を高めてまいります。

また、メールマガジンを発行し、商談会やセミナーの開催等を都度お知らせするなど、お客様の横のつながりを強化し、会員間で情報交換を行うことにより、新たな企画やマッチングが生まれることを目指しております。

クラブでは会員交流から生まれる様々な情報や機会の創出を促進すべく、定期的に新規会員の募集を行っております。

当行は、クラブの事務局として今後についてもクラブとしての存在感を増しながら、活動の質を高めてまいります。

c 環境配慮型融資利子補給金交付事業に係る実施金融機関として選定

当行は平成25年10月より環境省が行う環境配慮型融資利子補給金交付事業に係る実施金融機関となっており、当行独自の環境対応融資商品「とうぎんエコロ

ーン)についても「一般型」「とうぎん“環境ファンド”型」「環境省利子補給制度活用型」の3種の取扱いを行っております。

平成27年3月末時点での取扱融資残高は21億38百万円となっており、平成26年3月末に比べ6億57百万円の増加となっております。

被災企業の設備復旧にあたってこれらの商品を利用することは被災企業にとっても利息負担が軽減され、震災からの復興に資するとともに環境保全に対する啓蒙にもつながることから、当行はこれらの積極的な活用を通じて地域社会への貢献を行ってまいります。

B 企業の再建

a 国の制度等を活用した支援

イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用の支援

当行は震災から復旧を目指すお客様に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用をご案内するだけでなく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資や自己負担部分への新規融資に積極的に取り組んでまいりました。

漁協等の漁業者団体や水産加工流通業者の復興を支援するための水産加工場等施設整備事業等を活用されるお客様に対しても、同様に対応しております。

お客様の復興計画に役立つ支援の一環であり、今後も上記支援を続けてまいります。

平成27年3月末現在の震災に係る補助金等に対するつなぎ融資実績は67先/69億円、自己負担部分への融資実績は11先/11億円となっております。

【つなぎ融資 累計額推移】

(単位：先、億円)

	25年9月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末	27年3月末
融資先数	14	24	40	53	59	61	67
融資金額	19	31	47	54	63	63	69

【自己負担部分への融資 累計額推移】

(単位：先、億円)

	24年3月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末	27年3月末
融資先数	4	7	8	11	11	11	11
融資金額	6	9	10	11	11	11	11

ロ 復興支援事例

当行は、震災により直接的、間接的に大きな被害を受けられ事業の停止等に追い込まれながらも、事業再建により地域の復興を目指すお客様に対し、本部と営

業店とが連携を図りながら迅速な支援を継続しております。

◆ 土木工事業者への復興支援事例

お客様は、主に岩手県内を営業エリアとする岩手県内陸部の土木工事業者です。この事業者は震災前に取引先の破綻等により多額の不良債権が発生し、大幅な債務超過に陥り資金繰りが急速に悪化しておりました。この危機的状況を脱却する為に社内体制の再構築を中心とした改革を行い、事業再生の途上になりました。そこに東日本大震災が発生し、仕掛工事の延期や中止等により一定期間休業を余儀なくされました。その間、従業員の退社が相次ぎ、施工体制を大きく毀損する事となりました。

震災からの復興を目指す為に、中小企業再生支援協議会に支援を要請し再生を図っておりましたが、債務超過が大きく暫定計画による条件変更の継続支援にとどまっておりました。そこで、抜本的な再生の為に再生支援協議会の承諾を得て、東日本大震災事業者再生支援機構への要請を行った結果、同機構による債権買取が決定しました。当行では、この二つの機関を活用し抜本的な再生支援を行い、新たな運転資金の供給を行っております。

◆ 介護施設新設への復興支援事例

お客様は、沿岸部においてグループホーム・接骨院等を営む介護事業者です。この事業者は東日本大震災により保有施設が被災し、被災施設が復旧途中の中、新施設について被災地の住環境や雇用環境等を考慮し内陸部への新施設計画を検討しておりました。

「既存事業の復旧と並行し内陸部での事業拠点整備を進め、事業リスクの回避と今後の企業成長を図りたい」という事業者の考えを理解し、当行では接骨院・デイサービス併設型サービス付き高齢者向け住宅建設資金に対し、支援を行っております。開業地の市場や接骨院併設の効果、「看取り」まで行う施設コンセプトの事業性を評価した支援の事例となっております。

b 信用保証協会並びに他金融機関との連携による支援

イ 信用保証協会との連携による支援事例

当行は、信用保証協会との連携を密に図りながら、被災企業における設備復旧資金等(補助金対象外の設備等)の資金需要に対して、復興資金を中心とした各種制度融資の活用や協調融資による支援を継続して行っております。

また、当行を含む金融機関が協調し設備資金等の融資を行った後、当該事業者の当初事業計画に対する実績の進捗が芳しくない状況が続いた際には、信用保証協会との連携によりバンクミーティング等を開催し、認定支援機関等を活用した

事業計画の再策定支援や、他の取引金融機関を含めた包括的な返済条件の変更及び新規融資による支援を継続して行っております。

C 住民の再建

a 復興支援融資商品の取扱い

復興住宅ローン「未来飛行」は、各地方公共団体所有地への防災集団移転促進事業にも柔軟に対応できるよう抵当権設定の要件を一部緩和しております。

今後の同事業の進展に伴い更に住宅資金需要増加が想定されることから、被災地の復興が完了するまで積極的な対応ができるよう取組んでまいります。

b 被災地域における年金相談会の開催

当行では、平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までのあいだに、被災地域において年金相談会を 11 回開催し、60 名のお客様からの相談を受付しております。

今後についても被災された方々の年金に関する問題を解決するため、年金相談会を定期的で開催してまいります。

c 個人版私的整理ガイドラインを活用して債務整理をした方への生活再建支援

当行では、個人版私的整理ガイドラインを活用したお客様の住宅新築融資（住宅ローン）への対応を行い、被災されたお客様の生活再建支援を行っております。今後も被災されたお客様への生活再建支援を継続し、被災地域をはじめとした住民の再建に努めて参ります。

◆個人版私的整理ガイドラインを活用して債務整理した方への支援事例

震災により自宅が被災、職場も被災し半年間休職を余儀なくされたお客様に、個人版私的整理ガイドラインを活用しました。その後、被災のない地域で自宅新築を希望されたため、住宅金融支援機構融資の窓口となり生活再建支援を行いました。また、住宅金融支援機構のつなぎ融資にも対応を行ったこと等により、円滑に自宅が建築されております。

Ⅲ 再生支援【再生支援策】

A 東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用について

東日本大震災事業者再生支援機構は、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。平成27年6月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は71先（うち支援・買取りが決定したお客様は51先）となっております。なお、支援・買取りが決定した51先のうち当行がメイン銀行であるお客様は22先となっております。

岩手産業復興機構は、平成23年11月に被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取り機構です。平成27年6月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は48先であり、そのうち債権の支援・買取りが決定した先は41先となっております。債権の支援・買取りが決定した先で、当行がメイン銀行である26先のうち23先は、設備復旧や運転資金として新規融資を実行済みであり、事業再開及び再成長に向け積極的に支援を行っております。

なお、岩手県産業復興相談センターには、平成25年4月に2名の行員が出向しており、当行との連携を強化しております。

平成23年12月に設立した宮城産業復興機構に相談済の当行のお客様は15先あり、そのうち債権の支援・買取りが決定したお客様は平成27年6月末時点で12先（うち4先が当行メイン）となっております、いずれも新規融資を実行済みであります。

今後も当行では、引続き各機構と連携を図りながら、被災企業の再生支援に取り組んでまいります。

【各機構の活用実績】

（単位：先）

	震災後～平成27年6月末	
	お客様相談数	支援・債権買取り決定数
東日本大震災事業者再生支援機	71（70）	51（51）
岩手産業復興機構	48（48）	41（41）
宮城産業復興機構	15（15）	12（12）
合計	134（133）	104（104）

※（ ）内は平成26年12月迄実績

【各機構を活用し買取りが決定した主な事例】

◆ 岩手県沿岸部のお客様（岩手産業復興機構の活用）

お客様は沿岸地域にてスポーツ用品店を営む事業者で、昭和 29 年に創業し地域の学校やスポーツ少年団等への商品供給を通じ、地域のスポーツ振興に大きく寄与しておりました。

そのような中、東日本大震災により本店及び倉庫が全壊流出、支店においても商品が流出する等して甚大な被害を受けました。現在では、仮設店舗により営業を再開しておりますが震災前の借入負担が重く、売上も震災前の水準に戻すには厳しい環境にあったことから、岩手県産業復興相談センターへ支援を要請いたしました。

その結果、いわゆる二重ローン解消の為の債権買取りが決定し、事業の継続性が高まり、今後も地域のスポーツ振興に対して寄与出来ることとなりました。

同時に当行では、商品仕入の為の資金供給も合わせて行っております。

◆ 宮城県沿岸部のお客様（東日本大震災事業者再生支援機構の活用）

お客様は沿岸地域にて石油製品の輸送及びガソリンスタンドを運営する事業者です。

東日本大震災により本社事務所、車両点検場が浸水し、タンクローリーやコンテナ車、乗用車が被災する等、甚大な被害を受けました。また、震災復興事業の進展に伴い、従業員の建設業への転職が相次ぎ、人員不足となりました。

現在では、グループ補助金等を活用し事業再開しておりますが、震災前の借入負担や今後予定される車両の入替負担が重く、東日本大震災事業者再生支援機構へ支援を要請いたしました。その結果、二重ローン解消の為の債権買取りが決定し、事業の継続性が高まりました。

同時に当行では、車両購入資金等の新たな資金供給を行っております。

B 外部機関との連携について

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスと復興支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しております。また、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、更に支援体制を強化しております。

震災後にお客様から当行が求められてきたものは、返済の一時停止、被災した設備の復旧、営業再開に向けた運転資金の供給並びに二重債務問題の解決のための支援等でした。当行は、お客様の早期の復旧に向け外部機関や岩手（宮城）産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などとともに支援を行ってまいりました。

しかし、金融面の支援は充実している一方で、現状においては全ての事業者が被災前のレベルまで業績が回復しているとは言えない状況にあります。被災企業の業績が

被災前以上に回復し再成長することこそが、本来の復興であると考えており、外部機関との連携を図りながら、被災企業が再成長を遂げるまで経営サポートに努めてまいります。

C 個人版私的整理ガイドラインの活用

当行では、個人版私的整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を活用し、お客様の二重債務問題の解決に向け積極的な支援を行っております。

ガイドラインの活用にあたっては、運用マニュアルを策定のうえ、全営業店に対し、ガイドライン活用のメリットや効果等を説明、お客様の状況に応じ活用を促すとともに、営業店窓口等に相談や照会があった場合には、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する態勢を整えております。

また、金融庁が作成したポスターやパンフレット、ガイドライン運営委員会岩手支部による個別相談会のパンフレット並びに岩手弁護士会、東北財務局、ガイドライン運営委員会の共催による無料相談会のパンフレットを被災店に掲示する等、ガイドラインの制度周知及び利用促進に努めてまいりました。

その結果、平成 27 年 6 月末現在における債務整理開始の申出件数は 38 件に上り、弁済計画案が示された 28 件のうち、当行が決裁権者となる 17 件すべてに同意、債務整理が決定しております（他の 11 件は、住宅金融支援機構が決裁権者）。なお、平成 27 年 6 月末時点において検討中の案件は 1 件となっております。

当行は、防災集団移転促進事業の地区内において、土地買上代金の全額を債権に充当してもなお債務が残る場合であっても、当該抵当権の解除に応じる対応を行っているほか、今後は、仮設住宅からの退去などに伴い家賃等の負担増が生じることが想定されることから、既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促すなど、引き続き二重債務問題の解決に向けた積極的な対応を行ってまいります。

D 資本性借入金（DDS）の活用

当行では、東日本大震災により被災し、資本が大きく毀損し、あるいは過大な債務を負い被災前の正常な経済活動に支障を来しているものの、再生可能性があると判断した事業者について、お客様の事業規模及び財務状況に応じて、東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用とともに、資本性借入金（以下、DDS という。）も再建可能性を高める手法として積極的に活用を検討しております。

当行では、今後の運用を見据え、自己査定基準書及び償却引当基準書の改定を行い、DDS の運用上の留意点をまとめた「資本的劣後ローンの解説と実務上の留意点」を制定しております。平成 26 年度においても、DDS と同等の効果が得られる東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用を優先しておりますが、引続き DDS の活用先についても検討してまいります。

IV 被災者支援窓口

当行では、震災により直接的又は間接的に被害を受けられたお客様を支援するため、震災直後から、各営業店（プラザ店、出張所、東京支店を除く全店）に「被災者支援特別相談窓口」を設置し、お客様からの相談に対応してまいりました。

現在は、被災地の店舗をはじめ各店舗において随時相談を受付ける態勢に移行しております。

V 人材育成

A コンサルティングスキルの向上

当行では、融資先の実態を適切に把握・推定し、「真の経営課題解決」に結びつくコンサルティング機能を発揮できる人材の育成に取り組んでおります。平成26年度の施策として実施したものは以下のとおりとなっております。

a 中小企業診断士の養成

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能を発揮するための人材を養成する一貫として、中小企業診断士の養成に取り組んでおります。行内における第1回目の公募を平成24年9月に行い、選抜された2名が平成26年9月に中小企業大学校を卒業して資格取得し、本部融資審査部門に配置しております。また、第2回の公募で選抜された1名も平成26年8月の1次試験に合格しており、中小企業大学校に入校予定となっております。今後も引き続き資格保有者の養成に努めてまいります。

b 企業審査トレーニーの開催

「企業活動を考え、深く理解する」ことをテーマに、中堅行員向けに企業審査トレーニーを開催しています。仮説検証型の思考プロセスを活用した企業審査を行うことで、企業活動を正確に把握する事を目的としております。また、研修をディスカッション形式で行うことにより、研修参加者のコミュニケーション能力の向上も目指しております。

平成26年からは、定時開催から随時開催に変更し、研修希望者がいつでも研修に参加できる体制に変更したことで研修参加者も増加しております。

今後も継続して企業審査トレーニーを開催することにより、「企業を見る目」を研ぎ澄ますことはもちろんのこと、「経営者と経営課題を共有できる人間性」と「経営課題の解決方法を伝える力」も持ち合わせた人材の育成を目指してまいります。

【研修参加者 推移】

(単位：人)

25 年上期	25 年下期	26 年上期	26 年下期
4	4	14	9

※平成 26 年度より定期開催から随時開催へ変更

B 外部機関との連携を通じた人材育成

東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構の各機構を活用した再生支援の件数は、前述の通り、債権譲渡及び債権売却が決定している案件が合計 104 先、債権譲渡及び債権売却を検討している案件は、平成 27 年 3 月末において合計 13 先となっております。これらの案件については、融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）が検討段階から積極的に関わり、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効活用すると同時に、営業店とともにお客様を訪問し、今後の収支見込みの検討や再建のための資金対応を含めた具体的な計画策定等を協議しており、各機構との連携を通じ再生支援案件に対するスキル向上につながっております。

また、平成 25 年 4 月より当行行員 2 名が岩手県産業復興相談センターへ出向しており、復興支援の運営に参加するとともに経営支援のスキル向上に努めております。

この他、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）と特定専門家派遣に関する契約を締結しており、この派遣契約により事業再生等に関するノウハウを企業経営支援室が中心となって吸収し、その情報等を営業店に還元しております。更に、平成 27 年 4 月からは機構へ短期出向の形態で 1 名を研修派遣しており、今後も各機構と連携を図りながら人材育成を行ってまいります。

C 渉外担当行員向けの各種研修の開催**a 渉外課長研修の開催**

各営業店の渉外課長を対象に、中小事業者が抱える経営課題を解決するために各種ソリューションの研修を開催しました。

最近の動向、事例、取組等について提携先に講演いただき、お客様の課題解決へ向けたソリューションツールの活用に向けて取組んでおります。

b 法人スペシャリスト研修の開催

中小事業者のライフステージに応じたコンサルティング機能を発揮するため、ソリューションの提案力向上を図る人材養成研修を行っております。

研修では、コンサルティング機能を発揮し新規融資を含む積極的な資金提供を行うことで、顧客企業の成長を強力に支援するという、地域金融機関の果たすべき役割を担う人材の知識習得を目的としております。平成 26 年度は、渉外課の役席者 12 名が参加しております。

c 融資判断力強化研修の開催

営業店の渉外課若手行員を対象に、融資業務能力のスキル習得に向けた研修を行っております。

研修は、顧客の実態把握・ニーズ発掘、案件組成の組み立て方や顧客交渉の演習等、一連の流れをロールプレイング中心に行うことで、若手行員の融資業務に係るノウハウ習得を目指す内容としており、平成26年度は20名が参加しております。

d 与信管理能力強化研修の開催

営業店の渉外課長及び役席者を対象に、役席者として融資業務のレベルアップを図ることを目的とした研修を行っております。

研修は、法人の定量面と定性面の実態把握、資金使途や返済能力の分析、顧客との条件折衝について行い、役席者の融資業務のレベルアップを目指す内容としており、平成26年度は16名が参加しております。

D 農林水産業に係る専門資格取得者の養成

当行は、農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」等の資格取得に努めております。「農業経営アドバイザー」資格については、平成25年度に1名が資格を取得し、計15名の農業経営アドバイザーが地域の農業者等の方々を支援しております。また、「林業経営アドバイザー」資格については、平成25年度に当行行員1名が岩手県内の金融機関職員で初めて同資格を取得し、豊かな森林資源を抱えた地域の林業者を支援していく態勢が整いました。さらに平成27年2月には当行行員が「水産業経営アドバイザー」資格を取得しております。水産経営者から様々な経営相談を受け、当行が保有するノウハウ・ネットワークを活用した専門的かつ柔軟な支援を展開し、地域の水産業発展に貢献する態勢を整備しております。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行は、国の資本参加をいただくことにより、地域経済の活性化につながる取組みをより一層推進し、地域金融機関としての存在感をさらに高め、地域の中小企業や個人のお客様への資金供給に万全を期し、地域に貢献できる態勢の整備を図っております。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

I アグリビジネス支援

当行では、地域経済の活性化・雇用機会の創出につながるものとして、平成17年からアグリビジネス支援に取り組んでおります。6次産業化を目指し、コンサルティングやビジネスマッチング等を行っております。

農林水産業においては、生産物それぞれについて作業工程や期間が異なり、また季節

要因も関わるなど生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づき個別にきめ細かい支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では、設備投資への補助金や利子助成のある融資制度が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達手段を提案しております。当行としては、運転資金面を中心に、事業全体を把握したうえで ABL などの活用により、適切な資金供給を行っております。

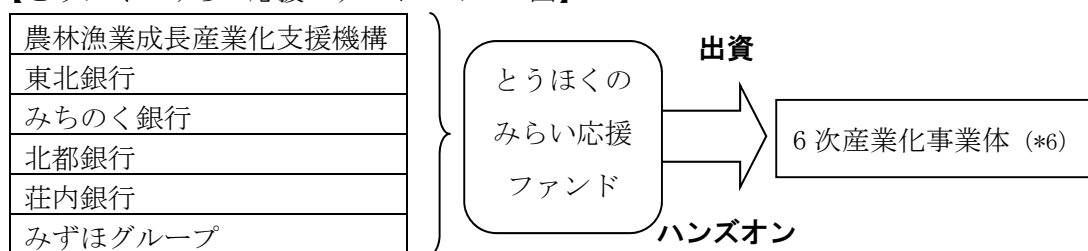
A 「6次産業化ファンド」

当行は、平成 25 年 6 月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社みちのく銀行、株式会社北都銀行、株式会社荘内銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほキャピタル株式会社と連携し、総額 20 億円の「とうほくのみらい応援ファンド」を組成いたしました。

これは、平成 24 年 8 月に成立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づき農林水産大臣の認可を前提に組成される「地域ファンド」であり、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して出資やハンズオン支援（経営支援）を行うものです。

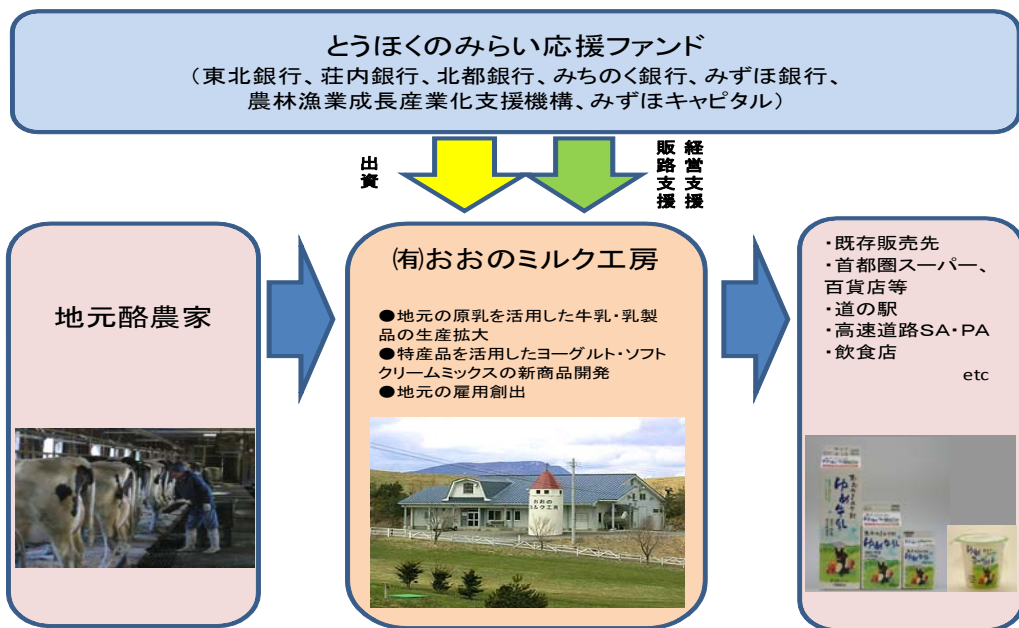
同ファンドを活用することにより、潜在力のある農林漁業のコンテンツを発掘するとともに、生産から加工、流通、販売までを総合的かつ有機的に結び付けるネットワークを構築することができます。農林漁業を「食」、「観光」等と結びつけて、多様な付加価値を創出し、地域の農林漁業発展、成長力強化に寄与できるものと考えております。

【とうほくのみらい応援ファンドスキーム図】



(*6) 農林漁業者等と製造・流通業等との合弁企業体

平成 26 年 3 月には、本ファンドの投資案件として株式会社おおのミルク工房への出資を決定いたしました。本件は全国各地で設立されている「農林漁業成長産業化ファンド」において、岩手県内第 1 号案件、酪農業に関する案件としては全国第 1 号案件となります。今後は出資の支援に留まらず、販路開拓等を積極的に支援することも含め同社の 6 次産業化を支援してまいります。



B 「コンサルティングサービス」

当行は、東北の金融機関で初めて農業経営アドバイザー・林業経営アドバイザー・水産業経営アドバイザーの3資格の合格者を有し、顧客へのコンサルティングサービスの態勢を整備しました。

当行は平成17年度に、岩手県内金融機関として、いち早くアグリビジネスへの取組みを開始し、第一次産業（農林水産業、畜産業）、第二次産業（加工業、製造業）、第三次産業（流通、マーケット）の各産業を連携する6次産業化を目指して、コンサルティング、ビジネスマッチング、アグリセミナー等の「地域ブランド」創造に向けた取組みを行っております。今後においても、アドバイザーは農林水産業経営者から様々な経営相談を受け、当行が持つノウハウ・ネットワークを活用した専門的かつ柔軟な支援を展開し、農林水産業発展と地域経済の活性化に貢献してまいります。

C 「とうぎんアグリビジネスサポートデスク」の設置

当行は、地域の農林漁業者及びこれから取組む事業者等を支援するため、「とうぎんアグリビジネスサポートデスク」を設置しております。これは、これから農林水産業に取組む、あるいは既に取組んでいる農林漁業者を対象とし、6次産業化に向けた事業構想から、販路開拓や商品開発、さらには補助金制度等の活用による資金計画など、アグリビジネスや6次産業化支援に向け幅広くご相談をお受けするものです。

D ビジネスマッチングサービスの提供

当行は、これまで地域金融機関の責務として事業者に対して多種多様な経営支援を行うことが重要であると捉え、事業者が抱える経営課題解決のため、あるいは新事業の展開や新商品の開発へと導く提案のため、ビジネスマッチングに積極的に取り組んでまいりました。当行のビジネスマッチングは、取引先企業等から営業店を通じて情報収集を行い、それを地域応援部がとりまとめ銀行内で共有しつつ、要望にマッチする相手先を見つけるため、銀行内外のネットワークを活用し営業活動の活性化を図ることを目的として行ってまいりました。

今後においてもマッチングの要望を満たす買い手を増やすとともに、様々な売場（小売、業務用、ネットなど）を紹介できるように、外部業者との連携を強化に努めてまいります。

E 『とうぎん×ジャスター駅ナカマルシェ』の開催

平成 27 年 1 月 23 日（金）～25 日（日）、JR 盛岡駅構内において、地域の特産品即売会『とうぎん×ジャスター駅ナカマルシェ』を開催しました。

当行と株式会社ジャスターは、平成 26 年 9 月に地域資源を活用した特産品等の商品開発・販路開拓に取り組むビジネスマッチングの提携をしました。今回の『駅ナカマルシェ』はその提携に基づき、地域の食品関連事業者に盛岡駅の駅ナカでの販売機会を提供するために共同で主催したもので、初めての開催となりました。東日本大震災の影響を受けた水産加工業者など 6 事業者が参加し、取引先事業者の販売拡大の支援を行っております。

当行と株式会社ジャスターでは、『駅ナカマルシェ』を通じて事業者の販売拡大を支援するとともに、地域の「食」を広くアピールし、地域の農林漁業振興を起点とした地域経済活性化につなげてまいります。



F 『とうぎんアグリセミナー』の開催

平成 27 年 1 月 21 日（水）に「第 11 回とうぎんアグリセミナー」を開催いたしました。

とうぎんアグリセミナーは、地域の農林漁業者を中心に食品関連企業や農林漁業に関心のある異業種の方などを対象に、時節に合わせたテーマで開催しております。

今回のセミナーでは、6次産業化の先進的な取組事例や水産の6次産業化、食品加工のリスクマネジメントをテーマに開催しております。



G 『いわて食の大商談会 2014』の開催

当行は、平成26年8月27日（水）に盛岡市にて、岩手県、県内金融機関等との共同主催による「いわて食の大商談会 2014」を開催いたしました。

この商談会は、全国の外食及び食品流通関係者等を招き、県内の生産者や食品製造業者等が、こだわりの農林水産物や食品について直接説明し、岩手の食を広く県内外にPRするものです。今年度は、出展者112社、バイヤー186社370名が参加し、例年以上のにぎわいが見られました。

当行は、今後も地域のアグリビジネス支援を推進するため、販路開拓支援に積極的に取り組んでまいります。

II 環境ビジネス支援

A メガソーラー事業に対するABLの取り組み

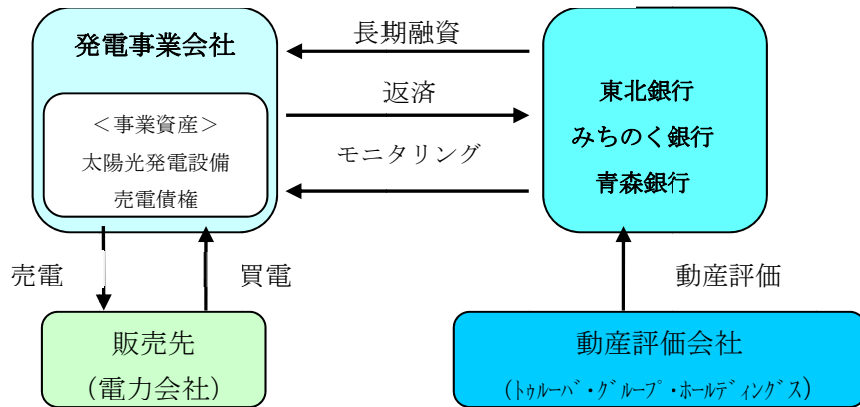
当行では、東北地方の多くの太陽光発電事業計画を支援していく中で、ABLスキームを活用したメガソーラー（大規模太陽光発電）事業支援に取り組みました。本融資はみちのく銀行・青森銀行との協調融資となっております。

本件は、青森県並びに三沢市の誘致企業である事業会社が三沢市の保有する工業団地を借り受け、地域の自然エネルギーを活用し太陽光発電事業を実施するスキームであり、官民が中心となり、相互に連携して地域資源の活用を図る点が大きな特徴です。

この発電事業の稼働により、年間約872世帯分の消費電力を、再生可能エネルギーで賄うことが可能となります。本事業は多額の投資が必要となりますが、発電事業を一体的に担保取得することで長期資金を支援しております。

～ABLスキーム図～

売掛債権譲渡担保・発電設備担保・地位譲渡予約



B 天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業実施金融機関として認定

当行では、平成26年4月に経済産業省資源エネルギー庁が行う「天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業」における利子補給対象融資の実施金融機関として選定されました。

本事業の実施金融機関は岩手県内では当行のみであり、今後もお客さまにより一層ご満足いただけるサービスの提供と環境に対する取り組みを行ってまいります。

III 医療・介護ビジネス支援

A 「とうぎん医療・介護ニュース」の発行

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、当行では本部と営業店の顧客情報を共有化した推進フォロー体制を構築し、医療・介護ビジネス支援を積極的に実施しております。

また、医療・介護事業者の皆さまへ情報資料として「とうぎん医療・介護ニュース」を継続してお届けしており、平成27年3月までで累計58号を発行しております。



B 「地域ヘルスケア産業支援ファンド」への出資

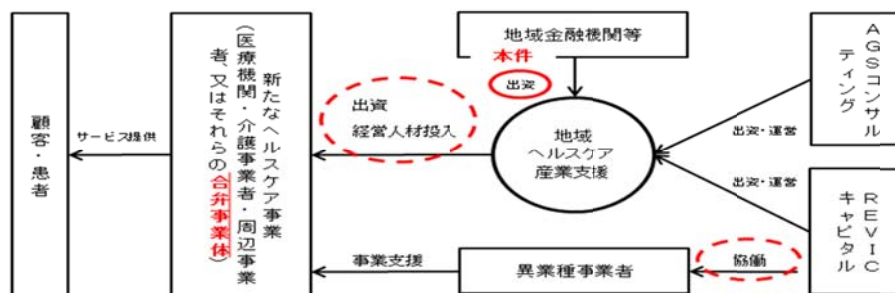
当行では、地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）のファンド運営子会社であるREVICキャピタル株式会社と株式会社AGSコンサルティングが共同で設立した「地域ヘルスケア産業支援ファンド」（以下、「本ファンド」という。）へ出資を行うため、平成26年11月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

高齢化社会の進展に伴い、地域包括ケアシステムの成立、民間サービスを含めた健康寿命延伸産業の拡大等、ヘルスケア産業全体の枠組みが大きく変化しようとしています。医療機関・介護事業者はもとより、ヘルスケア周辺事業者、異業種事業者が、地域単位で一体となって成長を果たしていく必要性が益々高まっています。

今般、ヘルスケア産業全体を対象とし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する事業者を支援するというファンドの考え方に賛同し、出資を決定いたしました。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、機構が有するノウハウを活用し、地域のヘルスケア事業に取組まれる事業者様を支援し、「地域力の向上」に努めてまいります。

【ファンドスキーム図】



IV PPP/PFIを活用した支援

A 「紫波町新庁舎整備事業（PFI事業）」への取組

当行は地域活性化に資する取組みとして PPP/PFI 事業を積極的に支援しております。これまでに PFI 事業 2 件及び PPP 事業 1 件の融資を実施し、ノウハウの蓄積に努めております。

平成26年7月、岩手県紫波町にて株式会社オガールベースに対し新たな民間複合施設「オガールベース」に関する設備資金を支援しております。この事業は、「紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）」に基づく整備事業であり、紫波中央駅前町有地活用事業として公募選定された事業となります。

当行は本プロジェクトに主体的に参画し、平成24年6月に最初の中核施設である「オガールプラザ（公民連携施設）」に対しプロジェクトファイナンスで支援しております。

また、同地域において平成 27 年 4 月に「紫波町新庁舎整備事業（PFI 事業）」（以下、「本事業」という。）に対するプロジェクトファイナンスについて、当行が主幹事となりシンジケートローンを組成しました。本事業は紫波町内に本支店を置く 4 金融機関が連携し、地域の PFI 事業を地域金融機関の資金で支援する「地産地消型プロジェクトファイナンス」となります。

当行では、今後とも、PPP・PFI 等の手法を活用した地方創生の取組みを支援し、地方活性化に向け積極的に取り組んでまいります。

・事業概要

- (1) 事業名称：紫波町新庁舎整備事業
- (2) 事業主体：紫波シティホール株式会社
- (3) 事業地：岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
- (4) 総事業費：約 35 億円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) アレンジャー兼エージェント：東北銀行
- (6) 組成金額：21.2 億円
- (7) 契約締結日：平成 27 年 4 月 1 日
- (8) 参加金融機関：東北銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫、岩手中央農業協同組合

・経緯

本事業は、岩手県紫波町が進めている「紫波中央駅前都市整備事業（通称：オガールプロジェクト）」の一環として実施されます。オガールプロジェクトは、紫波町が町民や民間企業からのアイデアを募り策定した「紫波町公民連携基本計画」に基づき、J R 紫波中央駅前の町有地 10.7ha において都市整備を図る事業であり、平成 23 年 4 月に「岩手県フットボールセンター」が整備され、平成 24 年 6 月に中核施設となる「オガールプラザ」が整備されました。平成 25 年 10 月に「オガールタウン日詰二十一区」で紫波型エコハウス基準による宅地分譲が始まり、平成 26 年 7 月には民間複合施設「オガールベース」がオープンし、年間約 80 万人を超える交流人口を創出しています。新たな都市機能の整備によりこれまで以上の「賑わい」が創出され、地域経済の発展が期待されております。

【紫波オガールプラザ】



【紫波町新庁舎】



V 海外ビジネス関連の支援

A 「イスラム法（シャリア）適格ファンド」への出資について

当行では「ハラールビジネス」に関するセミナーの開催等、取引先のアジア市場又はイスラム市場への進出支援を行っております。更なる支援の取組として PNB アセット・マネジメント・ジャパン株式会社と株式会社インスパイアが共同で運営する「PNB - INSPiRE Ethical Fund 1」（以下、「本ファンド」という。）へ出資を行うため、平成 27 年 1 月に投資事業有限責任組合契約を締結しました。

本ファンドは、主に国内企業へ出資し、食品産業、アグリ産業、環境産業、IT・通信産業、ハイテク産業等を主な対象領域とし、ASEAN 市場及びイスラム市場における成長可能性が見込まれるビジネスの拡大及び進出の支援と促進を目的とするファンドとなります。

昨今、ASEAN 市場及びイスラム市場は人口増加や高い経済成長により、非常に有望なマーケットとなっております。本ファンドでは、出資支援を通じて、これら対象地域への海外進出を検討している中小企業に対し、資本調達に加え、現地の強力なビジネスパートナーとの連携や現地市場調査、ハラール認証取得支援などが可能となります。

また、海外進出によってジャパン・ブランド（地域の特産品等）を PR していくことにより、海外からの観光客・ビジネスパーソンによる国内消費拡大も見込まれることから、地域の活性化も期待されます。

当行は、本ファンドから事業に必要なリスクマネーの提供のみならず、PNB や株インスパイアが有するノウハウを活用し、海外進出に取組まれる事業者の支援に努めてまいります。

B JICA の中小企業海外展開支援事業を活用した海外事業支援の実施について

当行では、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の中小企業海外展開支援事業を活用し、当行の取引先企業（以下、「当社」という。）がベトナムでの「中小企業連携促進基礎調査」事業に、採択されました。

当社はこれまでも当地で日本米の試験栽培を実施する等、農業分野での海外事業を行っていましたが、JICA による中小企業海外展開支援事業に応募するにあたり、当行が保有する金融ノウハウを活用し、事業計画の策定や海外展開にかかる情報提供を実施することで、事業採択を支援いたしました。

当行は、これまでも平成 25 年 9 月に海外視察ミッションとしてベトナム訪問を行い、10 月にはベトナム銀行と、業務協力協定を締結する等、ベトナム進出にかかる海外展開支援ノウハウを蓄積しております。今後も、様々な制度を活用し、地域の取引先の海外ビジネスを支援に努めてまいります。

VI その他地域経済の活性化に向けた支援

A 樹木葬（自然葬）事業への支援について

平成26年10月、岩手県北上市稲瀬町における、樹木葬（自然葬）事業（以下、「本事業」という）に対する事業資金に対し、支援を行いました。

近年、核家族化や小世帯化など家族形態が多様化し、人生最後の儀式である葬儀や墓地の有り方も大きく変化しております。都市部における墓地不足も顕著であり、墓所の維持にかかる経済的負担も増加しております。このような背景の中、美しい景観の中でおこなわれる自然葬のニーズが高まっております。

岩手県北上市稲瀬町の、国見山一帯は国指定史跡に指定されており、極楽寺は平安時代中期北東北最大の寺院として栄えた国見山廃寺として考えられている由緒ある古寺であります。本事業は史跡文化に恵まれ、霊山として歴史ある地域資源を活かし、時代のニーズに対応した活用を検討したものであります。墓地は宗教・宗派は問わず利用が可能であり、従来型の墓地のように墓石は置かず自然木を植樹し、それぞれの周囲に埋葬する方法となります。本事業の実施により、史跡にも指定され、歴史ある霊山として同地域の認知度が向上することが期待されております。

当行は、本事業を「地域資源を活かした時代のニーズに対応した事業」と捉え、積極的な支援を実施しました。今後も地域の皆様の、多様な取組みに対し、当行が蓄積したコンサルティング機能を発揮し、円滑な資金供給に努めてまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当行では、安定的な資金供給を行い地域に貢献していくとともに、金融面での支援に限らず、多種多様な視点を持って地域の活力となるようなソリューション営業を提供し、地域と一体となった支援強化を図ってまいります。

I 本部専担部署との連携

営業店だけでは解決できないような経営課題に直面しているお客様に対しては、これまでも営業店と本部専担部署との帯同訪問や外部専門家との連携により積極的に対応してまいりました。本部専担部署では、営業店・取引先や地域と密着し、経営課題やニーズを正確に把握し、最適なサービスを提供するなど、きめ細かな対応を行っております。

当行では、今後もお客様の定量的・定性的な情報の把握に努め、経営課題解決に向け各ソリューションサービスについて適宜見直しや追加を図りながら、積極的に支援してまいります。

II お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズが多様化、高度化している状況において、当行では外部専門家と提携し、専門的なノウハウや情報、ソリューションの提供を行っております。

当行では、「とうぎんビジネスサポートサービス」により取引先をはじめ地元企業の様々な問題、課題解決のための情報・サービスの提供・提案を行い積極的にサポートするなかで、提供するソリューションの追加やソリューションツールの提携先を拡大するなど、お客様のご要望に最適なソリューションを提供できる体制の整備を図っております。

III 地方公共団体・他団体等との連携

A 農業を中心とした地域活性化に向けた連携協力関係の構築

地域金融機関と地方公共団体との連携については、地域密着型金融の推進に関する柱に据えられるなど、より重要性を増しているところであります。このような中、当行はアグリビジネス支援の取組みをより円滑に進めるため、平成24年10月に紫波町、平成25年8月に岩手町、平成25年12月に遠野市と連携協力協定を締結いたしました。

当行では連携した地方公共団体において、それぞれの地域資源を生かした農林水産業が行われ、さらには6次産業化等の地域経済の活性化につながる取組みとなるよう、サポートしております。

これまでの実績としては、定期的に連絡会議を実施してお互いの情報を共有するなか、地域の事業者の商品開発について専門家と帯同してコンサルティングを行い、また6次産業化セミナーを開催して支援制度を周知するなどの取組みを行ってまいりました。

今後も、当行と連携協力する地方公共団体とでお互いの情報や強みを組み合わせ、農林水産業に対し、より質の高い支援を展開することで“地域力の向上”を目指してまいります。

B その他地方公共団体との連携した取組

当行は、平成24年10月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する業務推進協定書」を締結し、その一環として、紫波町町有林で「とうぎんの森」づくり活動を行っております。昨年度の契約期間満了に伴い、平成26年5月19日に紫波町及び特定非営利法人紫波みらい研究所と「企業の森づくり活動に関する協定書」を再締結し、新しい場所での「とうぎんの森」づくり活動を開始いたしました。今年度の活動は、平成26年9月20日（土）に紫波町町有林にて開催いたしました。当行行員や家族約100名が参加し、倒木運搬作業や下草刈り、ツツジ植栽等を行い、森林整備活動に取り組みました。

C 学校法人上野教育学園との連携協力協定について

当行は、平成 26 年 10 月に学校法人上野教育学園と連携協力協定を締結しました。

上野教育学園は、専門学校「上野法律ビジネス専門学校」において地域研究として農業者の 6 次産業化支援等に取り組んでおり、また当行では、地域事業者の 6 次産業化支援をとうほくのみらい応援ファンドによる出資等を通して取り組んでまいりました。今回の協定では地域経済の活性化に向けて双方連携して 6 次産業化に取り組むとともに、それを担う人材の育成に寄与することを目的としております。

そのなかで、平成 26 年 10 月に行われた「とうぎんマルシェ」に出店し、地元農家と連携して開発した商品を販売していただきました。学生が交通量を調査して立てた売上計画に基づき仕入を行い、消費者の目に留まりやすいポップの作成などに取組んでいただきました。また他の出店者の売り子として、販売の補助も行っていただきました。マルシェ出店を通じて、学生に経営について考える機会の提供を行っております。



D 洋野町との「地域活性化に向けた連携協定」の締結

当行は平成 27 年 2 月 23 日に、洋野町と「地域活性化に向けた連携協定」を締結しました。

地域金融機関と地方公共団体の連携については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、地域金融機関の積極的関与が求められるなど、重要性を増しているところであります。

今回の連携協定では、“洋野町まち・ひと・しごと創生に関すること”を盛り込んでおり、今後当行と洋野町は、農林水産業の 6 次産業化や再生可能エネルギーの利用拡大など様々な産業分野等において相互に協力し、地域産業活性化のため取り組んでまいります。

E 東北銀行・遠野市連携プロジェクト 「遠野どぶろく飴」の発売

平成 25 年 12 月に遠野市と「農林水産業の活性化に関する業務推進協定」を締結していましたが、この連携プロジェクトから「遠野どぶろく飴」が商品化し、平成 27 年 2 月に発売されました。

「遠野どぶろく飴」は、当行と遠野市が連携して企画し、当行のアドバイザーであ

る(株)パイロットフィッシュ・五日市知香氏のコーディネートのもと、一般社団法人遠野ふるさと公社が製品化したしました。公社が運営する遠野市内観光施設等のほか、遠野市内の菓子店、盛岡市内のショッピングセンターで発売されております。

当行では、今後も地方公共団体との連携を図りながら、地域の課題やニーズに対して金融機関としての情報・ノウハウを提供し、ネットワークを活用するなどして「地域力の向上」に努めてまいります。

※遠野どぶろく飴：遠野どぶろくを調合した「どぶろく飴」で、まるやかな口当たりの中に、ほんのりと「どぶろくの香り」が漂います。金花糖製法という江戸時代から続く手作りの菓子製法により作られております。

F 『希望郷いわて国体・希望郷いわて大会』の協賛

「第71回 国民体育大会・第16回 全国障害者スポーツ大会」を応援するため、岩手県と企業協賛契約を締結し、「オフィシャルスポンサー」となりました。

当行は、本県出身のオリンピックで活躍した選手を地元採用することや例年11月に開催される「一関・盛岡間駅伝競走大会（日報駅伝）」等の各種スポーツイベントに協賛するなど、「地域経済活性化」や「スポーツ振興寄与」を図る活動を行っておりますが、本大会の協賛を通して、県民の機運を盛り上げ、大会成功に一助したいと考えております。今後とも「地域経済活性化」並びに「スポーツ振興寄与」に取り組んでまいります。

③ 早期の事業再生に資する方策

I 中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生

A 中小企業再生支援協議会の活用

当行取引先における中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の相談件数は、暫定計画による支援策について周知されている効果もあり、平成26年4月から平成27年3月までの期間で20先と従来に比して増加傾向にあります。その進捗状況の内訳については、改善計画策定済の先が15先（うち、暫定計画12先）、改善計画策定中の先が3先、東日本大震災事業者再生支援機構の活用による支援決定先等が2先となっております。

当行では、平成21年10月より融資業務に精通した行員1名が協議会に出向しております（平成24年11月末に当行を退職し協議会に転籍）。これにより、より現状に即した実現性の高い事業再生支援に向け連携を強化してまいりました。

今後についても、当行の取引先が様々な支援を必要とする状況（事業再生、業種転換、事業承継等）となった場合に、債権者間の調整が必要となることが想定されます。

協議会による経営改善計画の実現可能性についての評価は、中立な立場で客観的な

検証を経て行われることから、結果として債権者間調整の際に求められる透明性や妥当性が高まります。

また、結果として暫定計画となった場合でも、事業者の改善に対するモチベーションを高める効果も期待出来るものとなります。

このため、今後においても当行は案件検討の初期段階から協議会への事前相談を積極的に活用してまいります。

B 地域経済活性化支援機構の活用

地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として、株式会社企業再生支援機構法に基づき、平成 21 年 10 月に設立した株式会社企業再生支援機構が地域経済活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組され、商号変更された機関です。

機構は、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済の活性化支援に関わる新たな業務が追加され、機構の関与する事業再生案件のみならず、地域金融機関やその融資先、地域金融機関の事業再生子会社や事業再生ファンドに対する専門家派遣等を行うことができるなど、地域金融機関の事業再生をサポートする体制が取られております。

当行では、機構がこれまで蓄積してきた実績やノウハウを活用し、被災地の復興のみならず、構造不況や後継者問題等を抱え収益改善の展望が描けない事業者に対する対応を検討するため、平成 26 年 3 月 28 日付で特定専門家派遣に関する契約を締結しております。締結以降これまでに、個別事業者についての相談や、帯同して債務者訪問を行う等、具体的な取組みを開始しており、今後も機構を活用し事業者のライフステージに沿った支援を継続してまいります。

C 岩手県中小企業支援等連携会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）への参加

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成 24 年 4 月 20 日 内閣府・金融庁・中小企業庁）において、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築することとされ、中小企業の経営改善・事業再生支援環境の整備が行われました。

これを踏まえ、岩手県においても岩手県信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、法務・会計・税務の専門家、経営支援機関、地方公共団体、財務局、経済産業局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生を推進するため岩手県中小企業支援等連絡会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）（以下、「ネットワーク会議」という。）が構築されました。

ネットワーク会議の設立以降、当行も開催の都度参加し、情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等を行っております。

今後、ネットワーク会議への参加を通じて情報の共有化を図り、地域中小企業全体の経営改善、再生支援に寄与し、地方創生に役立ててまいります。

D 認定支援機関を通じた経営支援強化のための取組み

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月末に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）が創設されております。

認定制度は、金融機関の他、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等が認定機関として認定され、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制が整備されました。

当行では認定支援機関として経営力強化保証制度、認定支援機関の関与が必要となる補助金制度への活用、他認定支援機関との連携等、中小事業者等の経営状況の分析、モニタリング等を通じ、中小事業者への支援の態勢を整備しております。なお、平成 27 年 3 月末における実績は、経営力強化保証制度での融資は 11 先／3 億 75 百万円、認定支援機関としての補助金制度への関与は 42 件、このうち採択件数は 19 件となっております。

制度融資	件数	金額
経営力強化保証制度	11 件	375 百万円

補助金等制度名	関与件数	採択件数
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	20 件	8 件
地域需要創造型等起業・創業促進補助金	13 件	6 件
認定支援機関による経営改善策定支援事業	4 件	0 件
小規模事業者活性化補助金	4 件	4 件
中小企業等	1 件	1 件
合計	42 件	19 件

II 取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

当行は、専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスとそれぞれ復興支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しております。

上記の外部機関は、お客様の売上増加のためのビジネスマッチングや、事業承継のための M&A 等、事業再生のための連携ネットワークとしての役割も期待できるため、継続して情報交換等を行っております。

今後も情報交換を密に行い、コンサルティング能力を補完・向上させ、事業再生を支

援してまいります。

Ⅲ 地域建設産業活性化支援事業の活用

国土交通省では、中小・中堅建設企業等の担い手確保・育成の推進、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上による事業力強化を推進し、建設産業の活性化に資する為に「地域建設産業活性化支援事業」を展開しております。

当行は本事業を活用するため、国土交通省と平成 27 年 4 月にパートナー協定を締結いたしました。

今後についても、建設業のお取引先が抱える諸問題や課題を解決する為の方策として、建設業に精通した専門家の経営相談を受けることが出来る本事業の活用支援を行ってまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

I 事業承継支援

当行では、融資セールスにとらわれず経営者との日常的な面談等により会社の悩みを把握し、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り課題解決に向けての支援に取り組んでまいりました。

平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までに 6 社の事業経営者から事業承継について相談を受けており、営業店と本部とが連携してきめ細かく顧客ニーズのヒアリングを行い、ニーズに合致する専門家を紹介するなど積極的な支援を継続しております。

II 後継者育成支援

当行では、「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「社長の道場」を開催しております。

平成 27 年 2 月 19 日に開催した「社長の道場」では、「人事・労務管理」、「事業計画の策定」、「事業承継・M&A」の 3 つのテーマで分科会を設定し、参加者同士でディスカッションを行い、悩みや課題を共有しながら解決策を考えることを通じて、参加者の横のつながりを醸成する内容と致しました。

この取組みは地域に安定的な雇用の確保をもたらし、地域の人口減少を抑制する方策ともなり得ることから、当行は、「社長の道場」について毎回旬のテーマやニーズの高いテーマを設定し、今後も継続的に開催してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業の公共性を踏まえ内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成27年3月期につきましては、普通株式の配当は1株当たり2.5円、第1種優先株式については約定に従った配当を行い、また、計画を上回る当期純利益を計上し、内部留保の積み上げを図っております。平成49年9月末には国の資金100億円を返済するための財源として利益剰余金を確保できる計画となっております。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

【当期純利益の推移】

【単位：百万円】

	25/3期	26/3期	27/3期	28/3期
計画	610	640	690	770
実績	720	875	1,368	—

【利益剰余金の推移】

【単位：百万円】

	25/3期	26/3期	27/3期	28/3期
計画	4,570	4,720	4,910	5,190
実績	4,679	5,069	5,913	—

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理体制の充実、株主の皆さまをはじめとし、お客様、地域の皆さまなど、すべてのステークホルダーの方々からの厚い信頼を確立していくための最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めております。また、平成26年6月より社外取締役を1名増員し、社外取締役2名（うち1名は独立役員）態勢としており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

当行は取締役会を原則として月1回開催し、経営にかかわる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っており、平成26年度下期は6回開催しております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。平成26年度下期は31回開催しております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役5名（会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む）で構成されております。取締役会については監査役5名が、常務会については常勤監査役2名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また業務

執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。平成 26 年度下期は監査役会を 5 回開催しております。また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

(3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む)及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針

①リスク管理体制

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと取締役会がリスク管理の基本方針、及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する「統合リスク管理」と、統合リスク管理以外の手法による「その他リスク管理」とに区分しております。前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含め A L M 委員会において管理する体制としております。後者は、リスクの種類ごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、リスクの顕在化を抑制する管理体制としております。平成 27 年 4 月に本部組織機構の改定を行い、リスクコンプライアンス統括部内にリスク管理室(人員 4 名)を新設し、リスク管理全体を統括する体制としております。

②統合的リスク管理

統合的リスク管理については、平成 27 年 4 月にリスク管理の基本方針を改定しております。これまでは、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計額(リスク量)を、自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する方法としておりました。改定後は、リスクの種類ごとにリスクの顕在化により発生が予想される損失額を統計的な方法で計測を行い、自己資本を原資として主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク)にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠に収まるよう管理する方法へ変更し、リスク管理の充実を図っております。

経営陣と関係部で構成する A L M 委員会では、毎期、リスク管理枠の設定を行い、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか毎月確認しており、定期的にストレステストを実施することにより、自己資本充実度の検証を実施しております。また、自己資本、リスク管理態勢、収益性、流動性(特に市場部門)を踏まえ、市場部門及び貸出金の一部において、ポジション枠を設定する態勢としております。

③信用リスク管理

当行の信用リスク管理については、融資規程(クレジット・ポリシー)において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題

債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。さらに、信用リスク管理規程において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適正な信用リスク管理が実現するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとにALM委員会において経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示するなどにより管理しております。具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先、事業再生支援先等を選定し、営業店のモニタリング等を基に年2回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、融資部及び同部企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導を行っております。

問題債権の管理としては、営業店からの毎月2回の期日経過債権の報告や月例の貸出金延滞報告により管理を強化し、条件変更による長期延滞の未然防止や問題解決に向けた取組みを図っております。実質破綻先以下の管理は、毎年2月末、8月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、問題解決に向けた方針協議を行い、顧客企業の再起に向けた方策の検討や円滑な処理等への協力を含めた取組みを強化しております。今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等を強化するとともに、管理の適正化を図り、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

問題債権への対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

④市場リスク管理

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わるALM運営方針を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成するALM委員会において協議を行い決定しております。ALM委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定するなかで安定的な収益を確保することを確認しております。また、有価証券に関わる売買方針についても毎月確認を行っております。

⑤流動性リスク管理

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM運営方針、市場運用業務等の運用管理基準等の規定を定めております。月次のALM委員会において、資金の運用・調達状況の予

測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。

⑥オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分ごとに主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。

システムリスクに関して、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、新日本有限責任監査法人から委託業務に係る内部統制の状況を把握し、その有効性の評価に利用する報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき、受託会社監査人が提供する保証業務）を毎年受領しモニタリングを実施するとともに、年1回基幹システムの運営・管理を委託している株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対しシステム監査を実施することにより、システムリスクの顕在化防止に努めております。

その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、内部監査の実施により、リスクの顕在化を抑制しております。